

杉並三田会規約

平成4年2月5日制定

平成14年5月25日一部改正

平成18年6月11日一部改正

平成21年6月7日一部改正

平成23年6月5日一部改正

平成25年6月2日一部改正

平成27年5月17日一部改正

平成28年5月15日一部改正

平成29年5月14日一部改正

平成30年5月13日一部改正

第1条（名称）本会は、「杉並三田会」と称する。

第2条（目的）本会は、慶應義塾塾員相互の親睦を図る事、慶應義塾の発展に寄与する事を目的とする。

第3条（活動）本会の目的を達成するために会報の発行、ホームページの運営、懇親会、各種分科会、その他の活動を行う。但し、政治活動、宗教活動、営利活動、不法行為または公序良俗に反する行為を行うことはできない。

第4条（事務所）本会の事務所は、本規約第7条第5項に定める会計の住所に置く。

第5条（会員）本会の会員は、東京都杉並区に在住し、若しくはそれに準ずる塾員の内、本会の目的に賛同し入会を希望し定例会費を納入した塾員を以て構成する。

第6条（組織）本会の活動を行うために下記の組織を設ける。

1. 世話人会 本会の役員である世話人で構成する。

（1）代表世話人、副代表世話人、事務局長、監事を世話人の中から選出する。

（2）会計を会員の中から選出する。

（3）副事務局長、事務局世話人、副会計、運営委員、会報委員長、会報委員、ホームページ委員長、ホームページ委員、人事委員長（以下 HR 委員長と称す）、人事委員（以下 HR 委員と称す）及び分科会世話人を承認する。

（4）分科会の新設、廃止を決定する。

（5）総会付議事項を承認する。

（6）規約第13条（予算）に規定されている予算に関する案件を承認する。

（7）世話人会は運営委員会の機能も有するものとする。

2. 運営委員会

（1）代表世話人、副代表世話人、事務局長、副事務局長、会計、会報委員長、ホームページ委員長、HR 委員長、分科会世話人（若干名）、運営委員及び監事で構成し、本会の運営を司る。

分科会世話人は輪番制で 5 分科会の世話人は必ず出席するものとする。また輪番でない分科会世話人も選択的に出欠を決められるものとする。

(2) 本会役員の中から、HR 委員を選出する。

(3) 規約第 6 条 1. (1) ~ (6) に規定されている世話人会で承認・決定される事項以外の事項を承認する。

3. 事務局 事務局長、副事務局長、事務局世話人で構成し本会の会計以外の事務処理を司る。

4. 会報委員会 会報委員長、会報委員等で構成し、会報の編集、発行を行う。

5. ホームページ委員会 ホームページ委員長、ホームページ委員等で構成しホームページを運営する。

6. 人事委員会 (以下 HR 委員会と称す)

HR 委員長、HR 委員で構成し、代表世話人・副代表世話人・事務局長・会計・監事の候補者を審議・選定し世話人会に推薦する。

7. 分科会

(1) 分科会は分科会世話人及び所属する会員で構成し、その分科会が目的とする諸活動を行う。

(2) 本会の会員は、次の手続きを踏む事により、分科会を設立できる。本項は、世話人会の決定により、変更することができる。

(1)会の名称・目的・活動内容・世話人候補者・発起人を記した設立提案書を作成する。

①名称とは、会の目的や活動の内容を簡潔に表したものの。

②目的は、自由に設定が可能である。

③活動内容とは、内容、場所、開催頻度、費用などの概要。

④世話人候補者は、発起人の互選により推薦された本会の会員。

⑤発起人：当該分科会の設立趣旨及び発足後会員として活動することに賛同する、本会の会員 5 人以上が必要。

(2)世話人候補者は、事務局に設立提案書を提出し新分科会設立を申請したい旨申し出、事務局より指定のあった運営委員会で設立提案書の説明を行う。運営委員会で了解された後、事務局が指定する世話人会で設立提案書に基づき、新分科会の設立と世話人の候補者を申請して、承認されれば設立の手続きは完了となる。

(3) 設立提案書のひな型は事務局にて保管し、会員の閲覧に供する。

(3) 分科会活動においては、当該分科会の世話人の承認により、会員の家族・知人の参加を認める。それらの方々は当該分科会の定めに基づく活動規定を遵守し、またその活動費用を負担するものとする。

(4) 分科会に参加が認められた会員の家族・知人は、定められた参加費を支払い本会の総会懇親会忘年会に出席できる。

8. 分科会連絡会

副代表世話人及び各分科会の世話人で構成し、分科会相互の連絡、調整を図る。

第7条（役員）本会の役員として、次の世話人を置く。

1. 代表世話人 1名。世話人会が世話人の中から選出。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
2. 副代表世話人 3名以内。世話人会が世話人の中から選出。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
3. 事務局長 1名。世話人会が世話人の中から選出。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
4. 監事 2名以内。世話人会が世話人の中から選出。任期は1期2年任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
5. 会計 1名。世話人会が会員の中から選出。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
6. 副会計 1名。会計が会員の中から推薦し、世話人会が承認する。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
7. 運営委員 若干名。代表世話人が会員の中から推薦し、世話人会が承認する。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
8. 副事務局長 若干名。事務局長が推薦し、世話人会が承認する。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
9. 事務局世話人 若干名。事務局長が推薦し、世話人会が承認する。任期は1期2年とし、再任をさまたげない。
10. 会報委員長 1名。会報委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
11. 会報委員 若干名。会報委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年とし、再任を妨げない。
12. ホームページ委員長 1名。ホームページ委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年を原則とし、1期のみ再任できる。
13. ホームページ委員 若干名。ホームページ委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年とし、再任を妨げない。
14. HR委員長 1名。HR委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年とし、1期のみ再任できる。

15. HR委員 若干名。役員の中から運営委員会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年とし、1期のみ再任できる。
16. 分科会世話人 各分科会ごとに1名。各分科会で選出し、世話人会で承認する。任期は1期2年とし、再任を妨げない。
17. 改選期以外の時期に選任された世話人の任期満了時期は他の世話人と同一とする。

第8条（顧問）本会に顧問、特別顧問を置くことができる。任期は2年とし、再任を妨げない。顧問、特別顧問は世話人会に出席することができる。

第9条（世話人の責務） 本会の世話人の責務は次の通りとする。

1. 代表世話人は、本会を代表し本会の業務を総理する。
総会、世話人会及び運営委員会を招集する。運営委員を推薦する。
2. 副代表世話人は代表世話人を補佐し、必要に応じて代表世話人の責務を代行する。分科会連絡会を統括する。
3. 事務局長は事務局を統括する。副事務局長、事務局世話人を推薦する。
4. 会計は本会の会計事務の処理を行う。副会計を推薦する。副会計は会計を補佐する。
5. 監事は本会の運営と会計を監査する。
6. 副事務局長は事務局長を補佐し、必要に応じて事務局長の責務を代行する。事務局世話人は事務局長、副事務局長を補佐する。
7. 会報委員長は会報委員会を統括する。会報委員は会報委員長を補佐する。
8. ホームページ委員長はホームページ委員会を統括する。ホームページ委員はホームページ委員長を補佐する。
9. HR委員長はHR委員会を統括する。HR委員はHR委員長を補佐する。
10. 分科会世話人は担当する分科会を統括し、その活動を推進する。
11. 運営委員は運営委員会・世話人会等の会議に出席し、本会の運営に参画する。

第10条（総会）本会は毎年一回定期総会を開催し、次の議案の審議を行う。

1. 前年度活動結果と会計決算の件
2. 前年度会計監査の件
3. 新年度活動方針
4. 役員（代表世話人・副代表世話人・事務局長・会計・監事）の承認および追認の件
5. 顧問、特別顧問の承認の件
6. 規約改正の承認の件
7. 代表世話人は世話人会の決議に基づき、臨時総会を招集することが出来る。
臨時総会の決議事項は定期総会と同様とする。

8. その他第11条（経費）本会の経費は、定例会費、維持会費、臨時会費、その他の収入を以てこれに充てる。

第12条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第13条（予算）

1. 年度予算

- (1) 年度予算は、前年度末までに予算に関する世話人会を開催し、世話人会はこれを審議の上承認できる。
- (2) 年度予算の申請にあたっては、項目ごとに予算の申請者（部署）（＝執行責任者）を設け、直近の運営委員会にて各部署の個別予算を審議し、これを会計担当がまとめ代表世話人・事務局長及び各部署が協議し年度予算を編成する。
- (3) 年度予算は、予算に関する世話人会において代表世話人がこれを報告し、審議に供する。
- (4) 予算項目ごとの申請者（部署）は代表世話人が事務局長・会計担当及び関連部署と協議の上定める。

2. 追加及び新規支出予算

- (1) 期中で新たな支出項目（年度予算外）が発生の場合は、直近の運営委員会は、1項と同様の手続きにより審議の上承認できる。
- (2) 予算で承認された項目で、予算金額が期中において超過する可能性のある場合は、申請者は超過理由と追加申請額を明確にし、直近の運営委員会の審議に供する。

第14条（休会）会員が海外又は国内遠隔地等に移住し、本会の活動に参加出来ない場合、休会届けを提出することができる。世話人会は本件を審議し、支障なき場合、休会を認める。

但し、休会の期間は、承認の日から5年間とする。この期間は定例会費を免除する。名簿は休会と記載の上、当該氏名の掲載を継続するが、名簿及び会報は送付しない。

第15条（弔意）本会の会員が死去された場合、事務局に連絡が入った時期により、弔電またはお悔やみのお手紙を代表世話人名でご遺族にお送りする。

第16条（規約に定めのない事項）本規約に定めのない事項（本会の秩序維持等）で遅滞なく処理すべき案件については、世話人会で審議の上、その措置を代表世話人が執行できる。

杉並三田会規約・・・附則

第1条（事務所）本会の事務所は事務局長の指定した場所に置く。

第2条（会員）

1. 規約第5条にいう、「準ずる塾員」とは、住居が隣接他区市にある塾員、又は事務所勤務地を有する塾員、或いは特に入会を希望する塾員等をいう。
2. 上記第1項の塾員等には、入会を希望する旧共立薬科大学卒業生を含む。

第3条（定例会費）

1. 本会の定例会費は、年一人3,000円とする。
2. 定例会費の納入が会計年度初（4月）の請求より、2年を過ぎてもなされない場合は、当該会員は会員資格を喪失するものとする。

第4条（維持会費） 本会維持発展を願う有志会員の拠出金を維持会費と称し、一口1,000円とし、拠出口数の制限は設けない。

第5条（会計年度他） 平成4年度に限り役員任期、会計年度の始期を4月1日に代えて発会式の日とする。

第6条（書類保存） 会計関係の証憑書類の保存期限は5年と定める。年数は、期末日から計算する。

第7条（分科会運営ガイドライン） 世話人会は、分科会がその運営にあたり遵守すべき事項を定めたガイドライン（以下「分科会運営ガイドライン」という。）を定めることができる。分科会運営ガイドラインは、事務局において、これを保管する。第8条（発効） この規約は平成4年2月5日より発効する。